

大磯町環境審議会委員募集

町では、大磯町環境基本条例に基づき、環境審議会を設置しています。

環境審議会は、環境の保全及び創造に関する事項等について調査・審議を行います。

町民参加により幅広い意見などを反映していくために、次により委員として参加いただける方を募集します。

▼募集人数 2人

▼応募資格

①町内在住

②20歳以上（平成21年1月1日現在）

③平日に開催する審議会に出席可能な人（ただし、国及び地方公共団体の議会議員、常勤の国家公務員及び地方公務員、町の他の審議会委員となっている人は除きます）。

▼応募方法 応募は、「大磯町環境審議会公募委員申込書」に小論文を添えて、郵送又は持参により応募してください。
小論文のテーマは、「身近で起こっている環境問題と解決のための対策について」で、次の様式により400字程度で記述してください。

①A4横書き400字詰め原稿用紙、又は、②パソコン等の場合は、A4用紙横書きで、20字20行、文字サイズ18ポイントでお願いします。

▼募集期間 2月2日(月)から2月27日(金)まで（郵送の場合は、当日消印を有効とします）。

▼提出先 郵送又は持参 〒259-0103 大磯町虫窪66 大磯町環境経済部環境美化センター

▼任期 委嘱の日から2年

▼報酬 条例に定める額

▼その他 ①大磯町環境審議会公募委員申込書（原稿用紙も含む）は、役場1階ロビー、国府支所及び環境美化センターに置いてある他、町ホームページからもダウンロードできます。

②応募者が2人を超えたときは、選考委員会により委員候補者を決定します。

◎問い合わせ

環境美化センター ☎(72)4438

確定申告で控除が受けられます

おむつ代が

医療費控除されます

6か月以上寝たきりの状態で、常時紙おむつの使用が必要と認められた場合には、おむつにかかる費用を医療費控除に含めることができます。

▼必要な書類 医療機関が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が、確定申告時に必要になります。

なお、前年度に引き続きおむつ代の医療費控除を受けられる方は、要介護認定主治医意見書により尿失禁が確認できる場合は「おむつ使用証明書」に代わり、町介護保険担当で交付する「内容確認証明書」で代用することができます。

寝たきり高齢者等に

障害者控除等

障害者手帳をお持ちでない65歳以上の方で、寝たきりや認知症により障害者等に準ずると認められる方は、要介護認定主治医意見書により尿失禁が確認できる場合は「おむつ使用証明書」に代わり、町介護保険担当で交付する「内容確認証明書」で代用することができます。

◎問い合わせ

子育て介護課 ☎内線315

情報公開・個人情報保護制度

運用状況

町では、町民の知る権利の保障と町民の町政への参加を促進し、開かれた町政を実現するために、「情報公開制度」を実施しています。また、町が持っている個人の情報を本人の請求に応じて開示や訂正を行う「個人情報保護制度」を実施しています。

平成19年度の運用状況は次のとおりでした。

【情報公開制度】

▼請求件数 79件

前年度より9件減少

▼主な請求内容 町道整備、開発行為、ごみ処理広域化、政務調査費など。

▼請求に対する処理の状況

・全部公開 45件

・一部公開 29件

・その他 5件

▼異議申し立て 1件

【個人情報保護制度】

▼請求件数 5件

前年度より1件減少

▼主な請求内容 学校関係、印鑑登録など。

▼簡易開示請求件数 12件

前年度より1件増加

なお、これらの運用状況についての詳しい資料は、町役場及び国府支所1階の町民情報コーナーに備えています。

また、町のホームページでも閲覧できます。

◎問い合わせ

地域協働課 ☎内線237